

2020（令和2）年6月26日

要 請 書

厚生労働大臣 加藤 勝 信 様

生存権訴訟愛知原告団
生存権訴訟愛知弁護団
生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会
いのちのとりで裁判全国アクション
生活保護引き下げにNO！全国争訟ネット

2020年6月25日、愛知県内在住の生活保護利用者18名が、国及び居住する各自治体を被告として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の見直しを理由とする各保護変更決定処分（生活保護基準引下げ）の取消等を求めた裁判について、名古屋地方裁判所民事第9部（角谷昌毅裁判長）は、原告の請求をすべて棄却する判決を言い渡した。全国29箇所の地方裁判所に1000人を超える原告が提起した同種事件で最初に言い渡された判決である。

判決は、全ての論点において国の主張を丸のみし無批判に国の広範な裁量権を受け入れたものであって、私たちは、今後、控訴審や他の地裁における審理・判決を通じ、その違法性・不当性を徹底的に明らかにしていく。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大は現在の社会保障制度の脆弱さを浮き彫りにするとともに、生活保護申請者の著しい増加等、最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性はますます顕著になっている。上記の生活保護基準引下げを強行した安倍首相ですら、6月15日に行われた参議院決算委員会で、「文化的な生活を送る権利が（誰にでも）あるので、ためらわずに（生活保護を）申請してほしい。われわれもさまざまな機関を活用して国民に働きかけていきたい」と述べるに至った。

引下げにより甚大な被害を受けた全ての生活保護利用者の被害回復は急務である。そればかりでなく、生活保護制度は他の諸制度や諸施策と法律上、事実上連動し、保護基準はナショナルミニマム（国民的最低限）として生活全般に極めて重大な影響を及ぼす。

私たちは、極めて冷淡かつ無慈悲な今回の判決を乗り越え、以下のとおり要請する。

記

- 1 2013年8月に行われた生活保護基準引下げの前の基準に、直ちに戻すこと。
- 2 生活保護基準の見直しの際には、透明性が確保された再検証可能な方法により、生活保護利用者の意見を反映させる措置を講じること。
- 3 コロナ禍の下、生活保護の役割が高まっている状況に鑑み、制度の広報、申請権保障、補足性の原理緩和等を通じてその積極的活用を促すこと。

以上